

利 用 者 の た め に

I 2010年世界農林業センサスの概要

1 調査の目的

2010年世界農林業センサスは、平成22年を調査年とする農林業構造統計（統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計）を作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な資料を整備するとともに、国際連合食糧農業機関（FAO）の提唱する2010年農業センサスのための世界計画の趣旨に従い、各国農林業との比較において我が国農林業の実態を明らかにすることを目的とする。

2 根拠法規

「統計法」（平成19年法律第53号）、「統計法施行令」（平成20年政令第344号）、「農林業センサス規則」（昭和44年農林省令第39号）及び「農林業センサス規則の規定に基づき農林水産大臣が定める件」（平成16年5月20日農林水産省告示第1071号）に基づき基幹統計調査として実施した。

3 調査の体系

2010年世界農林業センサスは、「農林業経営体調査」（農林業経営を把握するために個人、組織、法人などを対象にして実施する調査）と、「農山村地域調査」（農山村の現状を把握するために全国の市町村や農業集落を対象に実施する調査）に大別される。

各調査ごとの調査実施系統、調査方法及び調査事項については次のとおり。

【農林業経営体調査】

(1) 調査実施系統

農林水産省—都道府県—市区町村—指導員—調査員—調査対象

(2) 調査方法

調査客体による自計調査

(3) 調査対象

規定（II 用語の解説「農林業経営体」参照）に該当するすべての農林業経営体（試験研究機関、教育機関、福利厚生施設その他の営利を目的としない農林業経営体を除く）

(4) 調査事項

ア 経営の態様

イ 世帯の状況

ウ 農業経営の特徴

エ 経営耕地面積等

オ 農業用機械の所有

カ 農業労働力

キ 農作物の作付面積等及び家畜の飼養状況

ク 農産物の販売金額等

ケ 農作業の委託及び受託の状況

コ 保有山林面積

サ 林業労働力

シ 育林面積等及び素材生産量

ス 林産物の販売金額等

セ 林業作業の受託の状況

ソ その他農林業経営体の現況を把握するために必要な事項

【農山村地域調査】

(1) 調査実施系統

ア 市区町村調査

農林水産省－地方統計組織－調査対象

イ 農業集落調査

農林水産省－地方統計組織－調査員－調査対象

(2) 調査方法

ア 市区町村調査

往復郵送調査（申出によりオンライン調査も可能）

イ 農業集落調査

農業集落精通者に対する自計調査（申出により調査員の面接聞き取りも可能）

(3) 調査対象

すべての市区町村（1,927市区町村）及び全域が市街化区域に含まれる農業集落を除く
すべての農業集落（139,176集落）

(4) 調査事項

ア 農地・森林の状況等

イ 地域資源の確保・活用状況

ウ 総土地面積・林野面積

エ 農業集落の立地条件等

オ その他農山村地域の現況を把握するために必要な事項

4 調査期日

平成22年2月1日現在で実施した。

5 2010年世界農林業センサスの主な変更点

(1) 調査方法の見直し

今までの農林業センサスは、北海道用、都道府県用、沖縄県用に調査票が分かれていたが、全国共通の調査結果の表章が可能となるよう1種類の調査票に統一した。また、全国統一時点の調査結果を得る観点から、沖縄県の調査期日を他の都道府県と同様2月1日現在とした。

(2) 調査項目等の改善・見直し

調査対象者や調査員による調査票の記入や審査の負担軽減を図るため、調査結果の利活用状況等を踏まえて、全数調査として把握する必要性が低い調査項目や他の統計調査等で把握可能な調査項目については簡素化・廃止し、農林業の基本構造の把握に一層重点化した。

ア 簡素化した主な項目

- ① 家族の氏名の記入をとりやめ
- ② 販売金額等の把握方法の簡素化
- ③ 作付面積等の把握方法の簡素化など

イ 新設・追加した主な項目

- ① 農業以外の業種から農業への資本金、出資金の提供状況
- ② 農産物の輸出の取組状況
- ③ 林業の担い手確保や間伐作業の状況など

II 用語の解説

(1) 農林業経営体

農林業経営体	<p>農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。</p> <p>(1) 経営耕地面積が30a以上の規模の農業</p> <p>(2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準（物的指標）以上の農業</p> <table><tbody><tr><td>ア 露地野菜作付面積</td><td>15 a</td></tr><tr><td>イ 施設野菜栽培面積</td><td>350 m²</td></tr><tr><td>ウ 果樹栽培面積</td><td>10 a</td></tr><tr><td>エ 露地花き栽培面積</td><td>10 a</td></tr><tr><td>オ 施設花き栽培面積</td><td>250 m²</td></tr><tr><td>カ 摺乳牛飼養頭数</td><td>1 頭</td></tr><tr><td>キ 肥育牛飼養頭数</td><td>1 頭</td></tr><tr><td>ク 豚飼養頭数</td><td>15 頭</td></tr><tr><td>ケ 採卵鶏飼養羽数</td><td>150 羽</td></tr><tr><td>コ ブロイラ一年間出荷羽数</td><td>1,000 羽</td></tr><tr><td>サ その他</td><td>調査期日前1年間ににおける農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模</td></tr></tbody></table> <p>(3) 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けた伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が3ha以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「森林施業計画」を策定している者又は調査期日前5年間に継続して林業を行い育林又は伐採を実施した者に限る。）</p> <p>(4) 農作業の受託の事業</p> <p>(5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については、調査期日前1年間に200m³以上の素材を生産した者に限る。）</p>	ア 露地野菜作付面積	15 a	イ 施設野菜栽培面積	350 m ²	ウ 果樹栽培面積	10 a	エ 露地花き栽培面積	10 a	オ 施設花き栽培面積	250 m ²	カ 摺乳牛飼養頭数	1 頭	キ 肥育牛飼養頭数	1 頭	ク 豚飼養頭数	15 頭	ケ 採卵鶏飼養羽数	150 羽	コ ブロイラ一年間出荷羽数	1,000 羽	サ その他	調査期日前1年間ににおける農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模
ア 露地野菜作付面積	15 a																						
イ 施設野菜栽培面積	350 m ²																						
ウ 果樹栽培面積	10 a																						
エ 露地花き栽培面積	10 a																						
オ 施設花き栽培面積	250 m ²																						
カ 摺乳牛飼養頭数	1 頭																						
キ 肥育牛飼養頭数	1 頭																						
ク 豚飼養頭数	15 頭																						
ケ 採卵鶏飼養羽数	150 羽																						
コ ブロイラ一年間出荷羽数	1,000 羽																						
サ その他	調査期日前1年間ににおける農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模																						
農業経営体	<p>「農林業経営体」の規定のうち（1）、（2）又は（4）のいずれかに該当する事業を行う者をいう。</p> <p>なお、2000年世界農林業センサスでは、販売農家、農家以外の農業事業体及び農業サービス事業体を合わせた者となる。</p>																						
林業経営体	<p>「農林業経営体」の規定のうち（3）又は（5）のいずれかに該当する事業を行う者をいう。</p>																						
家族経営体	<p>「農林業経営体」の規定のうち、世帯単位で事業を行う者をいう。</p>																						
組織経営体	<p>「農林業経営体」の規定のうち、世帯単位で事業を行わない者（家族経営でない経営体）をいう。</p>																						
一世帯複数経営	<p>同一の世帯内で複数の者がそれぞれ独立した経営管理又は収支決算のもとに、農業経営又は林業経営を行い、それぞれの経営が「農林業経営体」の規定のいずれかに該当する事業を行う経営をいう。</p>																						

(2) 組織形態別

法人化している (法人経営体)	「農林業経営体」の規定のうち、法人化して事業を行う者をいう（一戸一法人は含まれる。）。
農事組合法人	農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。
会社	以下に該当するものをいう。
株式会社	会社法（平成17年法律第86号）に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含む。
合名・合资会社	会社法（平成17年法律第86号）に基づき、合名会社又は合资会社の組織形態をとっているものをいう。
合同会社	会社法（平成17年法律第86号）に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。
各種団体	以下に該当するものをいう。
農協	農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき組織された組合で、農業協同組合、農業協同組合の連合組織（経済連等）が該当する。
森林組合	森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づき組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。
その他の各種団体	農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づき組織された農業共済組合や農業関係団体、または森林組合以外の組合、愛林組合、林業研究グループ等の団体が該当する。林業公社（第3セクター）もここに含める。
その他の法人	農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、特例民法法人、一般社団法人、一般財団法人、宗教法人、医療法人などが該当する。
地方公共団体・財産区	地方公共団体とは、都道府県、市区町村が該当する。 財産区とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、市区町村の一部を財産として所有するために設けられた特別区をいう。
個人経営体	「農林業経営体」の規定のうち、世帯単位で事業を行う者をいう（一戸一法人は含まない。）。

(参考) 農林業経営体の「家族・組織区分」と「個人・法人区分」の概念

	家族(世帯)としての経営		組織(世帯以外)としての経営	
	一戸一法人	非法人	法人	非法人
家族経営体	○	○		
組織経営体			○	○
個人経営体		○		
法人経営体	○		○	

(3) 農業労働力

農業投下労働	年間農業労働時間1,800時間（1日8時間換算で225日）を1単位の農業労働単位とし、農業経営に投下された総労働日数を225日で除した値により分類した。これにより、農業経営に投下された総労働量（世帯員、雇用労働、手伝い等の合計）を標準化した値で比較することができる。 ※「世帯員」等については、「(15) 販売農家の家族労働力」を参照。
経営者	男女を問わず、その農業経営に責任を持つ者をいい、集落営農や協業経営の場合は構成員を含めた。 農産物の生産又は委託を受けて行う農作業の時期の決定や、作物及び家畜の出荷（販売）時期の決定を行うといった、日常の農業経営における管理運営の中心となっている者をいう。 ただし、農業経営に対する出資のみを行っていて、実際の仕事に従事していない者は含まない。
雇用者	雇用者は、農業経営のために雇った「常雇い」及び「臨時雇い」（手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む）の合計をいう。
常雇い	主として農業経営のために雇った人で、雇用契約（口頭の契約でも構わない）に際し、あらかじめ7か月以上の期間を定めて雇った人をいう。
臨時雇い	日雇い、季節雇いなど農業経営のために臨時雇いした人で、手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。

(4) 農業経営組織別

単一経営	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営体又は農家をいう。
準単一複合経営	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割以上8割未満の経営体又は農家をいう。
複合経営	農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割未満の経営体又は農家をいう。

(5) 環境保全型農業

環境保全型農業	「環境保全型農業の基本的考え方」（平成6年4月農林水産省環境保全型農業推進本部）によれば、「農業の持つ物資循環機能を生かし、生産性との調和に留意しつつ、土づくり等を通じて、化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業」と定義されており、地域の慣行（地域で従来から行われている方法）に比べて農薬や化学肥料の使用量を減らしたり、堆肥による土づくりを行うなど、環境に配慮した農業をいう。
---------	--

(6) 農業生産関連事業

農産物の加工	販売を目的として、自ら生産した農産物をその使用割合の多寡にかかわらず用いて加工していることをいう。
消費者に直接販売	自ら生産した農畜産物又はその加工品を直接店や消費者に販売している（インターネット販売を含む。）場合や、消費者と販売契約して直送しているものをいう。
貸農園・体験農園等	所有又は借り入れている農地を第三者を経由せず農園利用方式等により非農業者に利用させ、使用料を得ているものをいう。 なお、自己所有の農地を地方公共団体・農協が経営する市民農園に有償で貸与しているものは含まない。
観光農園	農業を営む者が、観光客等の第三者には場において自ら生産した農産物の収穫等の一部農作業を体験又はほ場を観賞させて代金を得ている事業をいう。
農家民宿	農業を営む者が、旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づき都道府県知事の許可を得て観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業をいう。
農家レストラン	農業を営む者が、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき都道府県知事の許可を得て、不特定の者に自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業をいう。
海外への輸出	収穫した農産物等を商社や団体を経由して海外へ輸出している場合、又は輸出を目的として農産物の生産に取り組んでいる場合をいう。

(7) 土地

経営耕地	調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畠）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。 経営耕地＝所有地（田、畠、樹園地）－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地
	経営耕地の取り扱い方 (1) 他から借りている耕地は、届出の有無に関係なく、また、口頭の賃借契約によるものも、すべて借り受けている者の経営耕地（借入耕地）とした。 (2) 請負耕作や委託耕作などと呼ばれるものであっても、実際は一般の借り入れと同じと考えられる場合は、その耕地を借り受け耕作している者の経営耕地（借入耕地）とした。 (3) 耕起又は稻刈り等のそれぞれの作業を単位として、作業を請け負う者に委託している場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。

- (4) 委託者が、収穫物のすべてをもらい受ける契約で、作物の栽培一切を人に任せ、そのかわりあらかじめ決めてある一定の耕作料を相手に支払う場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- (5) 調査期日前1年間に1作しか行われなかつた耕地で、その1作の期間を人に貸し付けていた場合は、貸し付けた者の経営耕地とはせず、貸付耕地（借り受けた側の経営耕地）とした。なお、「また小作」している耕地も、「また小作している者」の経営耕地（借入耕地）とした。
- (6) 共有の耕地を割地として各戸で耕作している場合や、河川敷、官公地内で耕作している場合も経営耕地（借入耕地）とした。
- (7) 協業で経営している耕地は、自分の土地であっても、自らの経営耕地とはせず、協業経営体の経営耕地とした。
- (8) 他の市区町村や他の都道府県に通つて耕作（出作）している耕地でも、すべてその農林業経営体の経営耕地とした。したがつて、○○県や○○町の経営耕地面積として計上されているものは、その県や町に居住している農林業経営体が経営している経営耕地の面積であり、いわゆる属人統計であることに留意する必要がある。

耕地の取り扱い方

- (1) 耕地面積には、けい畔を含めた。棚田などけい畔がかなり広い面積を占める場合には、本地面積の2割に当たる部分だけを田の面積に入れ（斜面の面積ではなく、水平面積を入れる。）、残りの部分については耕地以外の土地とした。
- (2) 災害や労力の都合などで調査期日前1年間作物を栽培していなくても、ここ数年の間に再び耕作する意思のある土地は耕地とした。
しかし、ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕地とはせず耕作放棄地とした。
- (3) 新しく開墾した土地は、は種できるように整地した状態になっていても、調査期日までに1回も作付けしていなければ耕地とはしなかつた。
- (4) 宅地内でも1a以上まとまった土地に農作物を栽培している場合は耕地とした。
- (5) ハウス、ガラス室などの敷地は耕地とした。ただし、コンクリート床などで地表から植物体が遮断されている場合や、きのこ栽培専門のものの敷地は耕地とはしなかつた。
- (6) 普通畑に牧草を作つてゐる場合は耕地とした。また、林野を耕起して作った牧草地（いわゆる造成草地）も耕地とした。
なお、施肥・補播などの肥培管理をしている牧草栽培地は、は種後何年経過していても耕地とし、肥培管理をやめていて近く更新することが確定していないものは耕地以外の土地とした。
- (7) 堤防と河川・湖沼との間にある土地に作物を栽培している場合は耕地とした。
- (8) 植林用苗木を栽培している土地は耕地とした。
- (9) 肥培管理を行つてゐるたけのこ、くり、くるみ、山茶、こうぞ、みつまた、はぜ、こりやなぎ、油桐、あべまき、うるし、つばきなどの栽培地は耕地とした（刈敷程度は肥培管理とみなさない。）。

田	<p>耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地をいう。</p> <p>水をたたえるということは、人工かんがいによるものだけではなく、自然に耕地がかんがいされるようなものも含めた。したがって、天水田、湧水田なども田とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 陸田（もとは畠であったが、現在はけい畔を作り水をたたえるようにしてある土地や湛水のためビニールを張り水稻を作っている土地）も田とした。 (2) ただし、もとは田であってけい畔が残っていても、果樹・桑・茶など永年性の木本性周年植物を栽培している耕地は田とせず樹園地とした。また、同様にさとうきびを栽培していれば普通畠とした。 <p>なお、水をたたえるためのけい畔を作らず畠地にかんがいしている土地は、たとえ水稻を作っていても畠とした。</p>
稲を作った田	水稻を作った田をいう。ただし、青刈り用の稻は除いた。
二毛作した田	水稻を作った田のうち、二毛作（裏作）をした田をいう。
何も作らなかつた田	<p>災害や労働力不足、転作などの理由で、過去1年間まったく作付けしなかつたが、ここ数年の間に再び耕作する意思のある田をいう。</p> <p>ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕作放棄地として、ここには含まない。</p>
畠	耕地のうち田と樹園地を除いた耕地をいう。
普通作物を作つた畠	<p>畠のうち、飼料用作物だけを作つた畠及び牧草専用地を除くすべてのもので、通常、草本性作物又は苗木等を栽培することを常態とするものをいう。</p> <p>また、焼畠、切替畠（林野で抜根せず、火入れにより作物を栽培する畠及び畠と山林を輪番し、切り換えて利用する畠）など不安定な畠も含めた。</p>
飼料用作物だけを作つた畠	<p>飼料用作物や牧草のみを栽培した畠をいう。</p> <p>牧草と輪作している畠はここに含めた。</p> <p>牧草だけを継続して作った畠は、「牧草専用地」とした。</p>
牧草専用地	<p>牧草だけを継続的に栽培している土地をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 牧草のは種後何年経過していても、施肥及び補はんなどの肥培管理をしていればここに含めた。 (2) 草地造成により造成した牧草地を含めた（この場合の造成草地とは、牧草のは種を完了したものという。）。 <p>ただし、共有及び公有の造成草地で割地されていないものは除いた。</p>
何も作らなかつた畠	<p>災害や労働力不足などの理由で、過去1年間まったく作付けしなかつたが、ここ数年の間に再び耕作する意思のある畠をいう。</p> <p>ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕作放棄地として、ここには含まない。</p>

樹園地	木本性周年作物を規則的又は連続的に栽培している土地で果樹、茶、桑などが1a以上まとまっているもの（一定のうね幅及び株間を持ち、前後左右に連続して栽培されていることをいう。）で肥培管理している土地をいう。 花木類などを5年以上栽培している土地もここに含めた。 樹園地に間作している場合は、利用面積により普通畠と樹園地に分けて計上した。
借入耕地 貸付耕地	他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。 他人に貸し付けている自己所有耕地をいう。
耕作放棄地	以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地をいう。
耕地以外で採草地・放牧地として利用した土地	保有又は借り入れている山林、原野及び耕作放棄地等で、過去1年間に飼料用や肥料用に採草したり、放牧又はけい牧地として利用した土地のことをいう。

(8) 農業用機械

農業用機械	機械の購入者でなく、実際に機械を管理している者をその機械を所有している者とみなした。 また、数戸で共有している機械で、調査期日現在、当該調査客体が保管・管理している機械も含めた。
-------	--

(9) 販売目的の作物

販売目的の作物	販売を目的で作付け（栽培）した作物であり、自給用のみを作付け（栽培）した場合は含めない。 また、販売目的で作付け（栽培）したものを、たまたま一部自給向けにしたものは含めた。 なお、作物について露地及び施設別に区分した。
露地	屋根などの覆いのない土地をいう。
施設	ビニールハウス、ガラス室などで、その中で作業者が通常の作業姿勢で栽培管理を行うことのできる高さのあるものをいう。 なお、雨よけ程度のものや、水稻の育苗だけ、又は、きのこの栽培だけに使用したもののは除いた。

(10) 販売目的の家畜

乳用牛	調査期日現在搾乳中の牛（乾乳中の牛を含む。）のほか、将来搾乳する目的で飼っている牛、種牛（種牛候補を含む。）及びと殺前に一時肥育している乳廃牛をいう。 なお、肉用として肥育している未経産牛や肉用のおす牛、生後すぐ（1週間程
-----	--

	度) に肉用として売る予定の子牛は、ここには含めずに肉用牛に含めた。
肉用牛	肉用を目的として飼養している乳用牛以外の牛をいう。乳用牛、肉用牛の区分は、品種区分ではなく利用目的によって区分しており、乳用種のおすばかりでなく、未経産のめす牛も肥育を目的として飼養している場合は肉用牛とした。
和牛などの肉用種	以下に該当するものをいう。
子取り用めす牛	子牛を生産する目的で飼養している和牛などの肉用種のめす牛をいう。 また、調査期日現在子牛であるが、将来、子牛の生産を行わせる目的で飼養しているもの及びふだんは役牛として使役していても、飼養している目的が子取り用のものを含めた。
肥育中の牛	自ら肥育し、肉用として販売することを目的に飼養している牛をいう。 また、自ら生産した子牛で肥育用として飼養する予定の牛、外国種及び一代雜種を含めた。
売る予定の子牛	自ら生産した子牛及び他から購入した子牛で、子牛のまま又は数か月間飼育(育成)してから肥育もと牛として販売する予定で飼養している牛をいう。子牛とは生後1年未満のものをいう。 使役を主目的で飼養している役牛や種おす牛なども含めた。
和牛と乳用種の交雜種	乳用種のめすに肉用種のおすを交配し生産された、いわゆるF1牛及びF1牛めすに肉用種おすを交配し生産されたF1クロス牛をいう。 また、以下に該当するものをいう。
肥育中の牛	和牛と乳用種の交雜種を肉用として販売することを目的に肥育しているものをいう。 また、自ら交配して生産した子牛で、肥育用として飼養する予定のものを含めた。
売る予定の子牛	和牛と乳用種の交雜種のうち、自ら生産した子牛及び他から購入した子牛で、子牛のままか又は数か月間飼育(育成)してから肥育もと牛として販売する予定で飼養しているものをいう。
肉用として飼っている乳用種	以下に該当するものをいう。
肥育中の牛	乳用種のおす牛又は未経産のめす牛で肉用として肥育しているものをいう。 また、自ら交配して生産した子牛で、肥育用として飼養する予定のものを含めた。
売る予定の子牛	自ら生産した乳用種の子牛や他から購入した子牛で子牛のままか又は数か月間飼育(育成)してから肥育もと牛として販売する予定で飼育しているものをいう。 ただし、生後3か月くらい肥育し出荷する予定の牛(ホワイトビール)は前出の「肉用として飼っている乳用種」の「肥育中の牛」に含めた。

販売目的で飼っている豚	以下に該当するものをいう。
子取り用めす豚	子取り用に飼養している6か月齢以上のめす豚をいう。
肥育中の豚	自ら肥育し、肉用として販売することを目的に飼養している豚をいう。
採卵鶏	卵の販売目的で飼養している採卵鶏（ひなどりを含む。）をいう。 ブロイラー、愛がん用の東天紅・尾長鶏・ちやぼ、種鶏などは含まない。 なお、廃鶏も調査期日現在でまだ飼養していれば、便宜上、ここに含めた。
ブロイラー	当初から食用に供する目的で飼養し、原則としてふ化後3か月未満で肉用として出荷したにわとりをいう。 肉用種、卵用種は問わない。 なお、採卵鶏の廃鶏は含まない。

(11) 農作業の受託

農作業の受託	自分の持っている機械（借り入れを含む。）を使ってよその農作業を個人として請け負ったものと、複数の農家の組織活動として請け負ったものの両方を含むが、経営を受託したものは含まない。
酪農ヘルパー	搾乳、飼料の給与、きゅう肥の運搬の作業を受託したことをいう。
水稻作業の受託	全作業受託とは、同一の世帯又は組織から水稻作の育苗から乾燥・調製までの全作業を受託したことをいう。 部分作業受託とは、水稻作の育苗、耕起・代かき、田植、防除、稻刈り・脱穀、乾燥・調製のうち、1種類以上の作業について受託したことをいう。

(12) 総農家等

農家	調査期日現在で、経営耕地面積が10a以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10a未満であっても、調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。 「農業を営む」とは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養蚕、又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。
販売農家	経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。
自給的農家	経営耕地面積が30a未満で、かつ、調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。
土地持ち非農家	農家以外で耕地及び耕作放棄地を合わせて5a以上所有している世帯をいう。

(13) 主副業別

主業農家	農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。
準主業農家	農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。
副業的農家	調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）をいう。

(14) 専兼業別

専業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家をいう。
兼業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。
兼業従事者	調査期日前1年間に他に雇用されて仕事に従事した者又は農業以外の自営業に従事した者をいう。
第1種兼業農家	農業所得を主とする兼業農家をいう。
第2種兼業農家	農業所得を従とする兼業農家をいう。
生産年齢人口	15～64歳の者をいう。

(15) 販売農家の家族労働力

世帯員	原則として住居と生計を共にしている者をいう。出稼ぎに出ていている人は含むが、通学や就職のためによそに住んでいる子弟は除く。 また、住み込みの雇人も除く。
農業専従者	調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した者をいう。
準専従者	調査期日前1年間に自営農業に60～149日従事した者をいう。
農業後継者	15歳以上の者で、次の代でその家の農業経営を継承する者をいう（予定者を含む。）。
農業従事者	15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。
農業就業人口	自営農業に従事した世帯員（農業従事者）のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者をいう。

基幹的農業従事者

農業就業人口（自営農業に主として従事した世帯員）のうち、ふだん仕事として主に農業に従事している者をいう。

(参考) 世帯員の就業状態区分の概念図

区分	仕事への従事状況			
	農業のみに従事	農業とその他の仕事の両方に従事	その他の仕事への従事日数が多い	その他の仕事のみに従事
ふだんの主な状態	主に自営農業	基幹的農業従事者		農業従事者
	主に他に勤務			
	主に農業以外の自営業			
	家事・育児			
	学生(研修を含む)			
	上記以外			

(16) 山林

所有山林

世帯又は組織が実際に所有している山林をいう。

なお、登記は済んでいないものの、実際に相続している山林や購入した山林を含む。

また、共有林などのうち、割替えされない割地（半永久的に利用できる区域）があれば、それも含めた。

貸付山林

所有山林のうち、山林として使用する目的で貸し付けている土地及び分収（土地所有者と造林者が異なり、両者で収益を分配するもの）させている山林をいう。

借入山林

単独で山林として使用する目的で借り入れている土地及び分収している山林をいう。

また、共有林などのうち、割り替えされる割地（何年かで利用できる土地が変更されるもの）があれば、それも含めた。

保有山林

世帯又は組織が単独で経営できる山林をいい、世帯又は組織が実際に所有している山林（所有山林）から山林として使用する目的で貸し付けている土地（貸付山林）を除いたものに、山林として使用する目的で借り入れている土地（借入山林）を加えたものをいう。

$$\text{保有山林} = \text{所有山林} - \text{貸付山林} + \text{借入山林}$$

割地

「ムラ」の山林や共有林などのうち、権利者が勝手に利用できる区域がはつきり決められているものをいう。

(17) 素材生産

素材生産量	素材とは丸太のことをいう。素材生産量は丸太の体積で表し、一般的には立方メートル (m^3) の単位で表示する。
立木買いによる素材生産	立木を購入し、伐木して素材のまま販売することをいう。

(18) 林産物

林産物の販売	保有山林から生産された林産物について、調査期日より過去1年間に販売のあったものをいう。以前に保有山林から採取したものを受け取った場合又は保有山林から生産された林産物を自営の製材業などに振り向けた場合を含む。 なお、次の場合は販売に含まない。 (1) 他人から買った立木により素材を生産し販売した。 (2) 他人から買った立木を転売した。 (3) 他人から素材を買って木炭、まき、木材チップなどを生産し販売した。 (4) 栽培きのこ類や林業用苗木などを販売した。 (5) 林産物をこの1年間に生産したが、時期を見て売るつもりで、まだ持っている。
用材	樹種を問わず、製材用丸太、パルプ用材、合板用材、電柱用材、土木用材、坑木、まくら木、農用等に使われる木材をいう。
立木で	立木のまま販売したもの。
素材で	立木を伐倒し、所定の長さに切断した丸太あるいは、切断した後で運搬を容易にするために四面をとった丸太（そま角）にして販売したもの。
ほど木用原木	保有山林からの材木を、しいたけ、なめこなどを生産するほど木用の原木として販売したもの。
特用林産物	保有山林から生産又は採取し販売したもののうち、用材、ほど木用原木を除く林産物をいう。 主な特用林産物は、薪炭原木、竹材、樹実、樹皮、葉、樹根、山林から採取した山菜、天然のきのこ類やたけのこなどである。 なお、栽培きのこ類、林業用苗木は含まない

(19) 林業作業

植林	山林るために、伐採跡地や山林でなかった土地へ、苗木の植え付け、趣旨の播き付け、挿し木などをすることをいう。
下刈りなど	材木の健全な育成のために行う下刈り、除伐、つる切り、枝打ち、雪起こしなどの植林から間伐までの作業をいう。

	なお、作業を年2回以上同一区画で行った場合あるいは同一区画で別々の作業を行った場合の面積は、延べ面積ではなく実面積とした。
間伐	除伐後に行う作業で、立木密度を調整して材木を健全に成長させるため、劣勢木、不用木など材木の一部を伐採することをいう。
切捨間伐	間伐材を林内に放置したままにすることをいう。
利用間伐	間伐材を林外に運搬し他に利用することをいう。
主伐	一定の林齢に生育した立木を、用材等で販売するために伐採することをいう。 主伐には、一度に全面積を伐採する皆伐と、区画内の立木を何度も分けて抜き切りする択伐があるが、択伐の場合であっても、面積は伐採した全体の区画面積とした。 なお、被害木の伐採は含まない。
主伐（受託）	委託を受けて、主伐を行うことをいう。
主伐（立木買い）	立木を購入し、当該立木に対して主伐を行うことをいう。
林業作業の受託	よその林業作業（立木買いによる素材生産を含む。）を請け負うことをいう。

(20) 林家

林家	調査期日現在の保有山林面積が1ha以上の世帯をいう。
----	----------------------------

III 利用上の注意

- 1 本書の数値は確定値である。
- 2 本書の結果概要（以下「概要」という。）の数値は四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しないことがある。
- 3 概要中の増減率、構成比は原数の値により算出している。
- 4 農業労働力の「臨時雇い」について、2010年世界農林業センサスと2005年世界農林業センサスでは調査手法が異なるため、「臨時雇い数」と「雇用者数」を比較する際には、留意する必要がある。詳細は以下のとおり。

2010年世界農林業センサス農林業経営体調査の調査票では、臨時雇いについて「臨時雇い」と「手間替え・ゆい（労働交換）・手伝い」を一括りで把握しているが、2005年世界農林業センサスでは、それぞれ区分して把握している。
このため、2005年世界農林業センサスでは、同一の者が両方に該当した場合は重複してそれぞれの項目でカウントされることから、2010年世界農林業センサスよりも過大となる可能性がある。

- 5 表中に用いた記号は以下のとおりである。

「—」：事実のないもの
「…」：事実不詳又は調査を欠くもの
「△」：マイナス（比較減）を表すもの
「0」、「△0」、「0.0」又は「△0.0」：四捨五入して単位未満となったもの
※概要中の表では、増減なしは「0」、その場合の増減率は「0.0」と表記した。
「x」：個人、法人又はその他の団体の個々の秘密に属する事項を秘匿するため、統計数値を公表しないもの

- 6 地域区分の該当市町村は次のとおりである。

地域区分	該当市町村
中部地域	宮崎市、清武町、国富町、綾町
南那珂地域	日南市、串間市
北諸県地域	都城市、三股町
西諸県地域	小林市、えびの市、高原町、野尻町
児湯地域	西都市、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町
東臼杵地域	延岡市、日向市、門川町、諸塙村、椎葉村、美郷町
西臼杵地域	高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町

注：平成 22 年 2 月 1 日現在の調査であるため、宮崎市清武町及び小林市野尻町は合併前で表記している。

7 農業地域類型区分に用いた定義は次のとおりである。

類型区分	定 義
都市的地域	① 可住地に占めるDID面積が5%以上で、人口密度500人以上またはDID人口2万人以上の旧市町村。 ② 可住地に占める宅地等率が60%以上で、人口密度500人以上の旧市町村。ただし、林野率80%以上のものは除く。
平地農業地域	① 耕地率20%以上かつ林野率50%未満の旧市町村。ただし、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑との合計面積の割合が90%以上のものを除く。 ② 耕地率20%以上かつ林野率50%以上で傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が10%未満の旧市町村。
中間農業地域	① 耕地率が20%未満で、「都市的地域」及び「山間農業地域」以外の旧市町村。 ② 耕地率が20%以上で、「都市的地域」及び「平地農業地域」以外の旧市町村。
山間農業地域	林野率80%以上かつ耕地率10%未満の旧市町村。

注： [1] 決定順位：都市的地域→山間農業地域→平地農業地域・中間農業地域

[2] DID【人口集中地区】とは、人口密度が4,000人／km²以上の国勢調査基本単位区がいくつか隣接し、合わせて人口5,000人以上を有する地区をいう。

[3] 傾斜は1筆ごとの耕作面の傾斜ではなく、団地としての地形上の主傾斜をいう。

[4] 旧市町村とは、平成17年2月1日現在の市町村の区域内に含まれる昭和25年2月1日現在での市町村をいう。

8 農業地域類型区分の該当市町村（地域）は次のとおりである。

類型区分	該当市町村（地域）
都市的地域	宮崎市（旧宮崎市区域、旧住吉村区域、旧生目村区域、旧佐土原町広瀬村区域）、都城市（旧都城市区域）、延岡市（旧延岡市区域）、日向市（旧富島町区域）、清武町、高鍋町
平地農業地域	宮崎市（旧瓜生野村区域、旧倉岡村区域、旧佐土原町区域、旧佐土原町那珂村区域）、都城市（旧志和池村区域、旧庄内町区域、旧高崎町区域）、串間市（旧北方村区域）、西都市（旧妻町区域、旧都於郡村区域）、高原町、国富町（旧本庄村区域、旧木脇村区域）、新富町（旧富田村区域、旧新田村区域）、川南町
中間農業地域	宮崎市（旧木花村区域、旧田野町区域、旧高岡町区域、旧高岡町紙屋村区域、旧高岡町穆佐村区域）、都城市（旧西岳村区域、旧中郷村区域、旧高城町区域、旧山田町区域）、延岡市（旧南方村区域）、日南市（旧日南市区域、旧細田町区域、旧榎原村区域、旧南郷町南郷村区域、旧南郷町榎原村区域）、小林市、日向市（旧美々津町区域、旧岩脇村区域）、串間市（旧福島町区域、旧大東村区域、旧本城村区域）、西都市（旧上穂北村区域、旧三財村区域）、えびの市（旧飯野町区域、旧加久藤区域、旧真幸町区域）、三股町、野尻町（旧野尻村区域、旧紙屋村区域）、国富町（旧八代村区域）、綾町、木城町（旧木城村区域）、都農町、高千穂町（旧田原村区域）
山間農業地域	宮崎市（旧青島村区域）、都城市（旧山之口町区域）、延岡市（旧南浦村区域、旧北方町区域、旧北川町区域、旧北浦町区域）、日南市（旧鶴戸村区域、旧酒谷村区域、旧北郷町区域）、小林市（旧須木村区域）、日向市（旧東郷町区域）、串間市（旧都井村区域、旧市木村区域）、西都市（旧三納村区域、旧東米良村区域）、西米良村、木城町（旧東米良村区域）、門川町、諸塙村、椎葉村、美郷町（旧南郷村区域、旧西郷村区域、旧北郷村区域）、高千穂町（旧高千穂町区域、旧岩戸村区域、旧上野村区域）、日之影町（旧七折村区域、旧岩井川村区域、旧岩戸村区域）、五ヶ瀬町（旧三ヶ所村区域、旧鞍岡村区域）

注：平成22年2月1日現在の調査であるため、宮崎市清武町及び小林市野尻町は合併前で表記している。

本書についての問い合わせ先

宮崎県 県民政策部 統計調査課 産業統計担当
宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号
電 話 0985-32-4451（直通）
ファクシミリ 0985-29-0534

